**従業員SNS利用規約・契約書**

本契約は、●●株式会社（以下「会社」という。）と、同社に勤務する従業員（以下「従業員」という。）との間で、従業員のソーシャルメディア利用に関する基本的な規律を定めることを目的として締結される。

**第1条（目的）**
本契約は、従業員によるソーシャルメディア（SNS、ブログ、動画投稿サイト、掲示板その他名称を問わずインターネット上の情報発信手段をいう。）の利用に関し、会社の信用・評判・機密保持を保護するとともに、従業員自身のリスクを低減することを目的とする。

**第2条（定義）**
本契約において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

1. 「ソーシャルメディア」とは、個人または法人がインターネット上で双方向的に情報を発信・共有できるサービスをいう。
2. 「会社情報」とは、会社の業務、顧客、取引先、従業員、経営方針、システム、ノウハウ等に関する一切の情報をいう。
3. 「不適切表現」とは、誹謗中傷、差別的表現、虚偽の情報、風評を招くおそれのある表現、公序良俗に反する表現をいう。

**第3条（従業員の責任）**
従業員は、ソーシャルメディア利用に際し、自己の発言や行為が社会に対して広範かつ永続的に影響を与える可能性を十分に理解し、責任をもって利用するものとする。

**第4条（禁止事項）**
従業員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 会社情報または取引先情報の無断開示・漏洩
2. 顧客、取引先、従業員その他第三者の名誉・信用を毀損する行為
3. 虚偽の情報を発信する行為
4. 会社を誹謗中傷する行為
5. 業務時間中に職務専念義務に反してソーシャルメディアを利用する行為
6. その他、会社が不適切と判断する行為

**第5条（会社の知的財産権の保護）**
従業員は、会社の商標、ロゴ、著作物、写真、映像等を無断で利用または公開してはならない。

**第6条（発信時の留意事項）**
従業員が私的にソーシャルメディアを利用する場合であっても、以下を遵守するものとする。

1. 会社の従業員であることを公表する場合、個人の見解であり会社の公式見解でない旨を明記すること。
2. 誤解を生じさせる表現を避け、正確かつ誠実な発信を行うこと。
3. 公序良俗に反する表現を行わないこと。

**第7条（社内規程との関係）**
本契約は、就業規則その他会社が定める規程と一体をなすものであり、従業員は両者を遵守するものとする。

**第8条（違反時の措置）**

1. 従業員が本契約に違反した場合、会社は懲戒処分その他法的措置をとることができる。
2. 従業員の違反行為により会社に損害が発生した場合、従業員はその損害を賠償しなければならない。

**第9条（契約期間）**
本契約の効力は、従業員の雇用契約の有効期間中及び退職後も存続する。ただし、会社が別途承認した場合はこの限りでない。

**第10条（協議）**
本契約に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、会社と従業員は誠意をもって協議し、円満に解決を図る。

**第11条（合意管轄）**
本契約に関する紛争については、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、会社及び従業員は記名押印のうえ、各自一通を保有する。

●●年●月●日

会社　●●株式会社
所在地：
代表者：

従業員　氏名：
住所：